

新県立体育館整備・運営事業

入札説明書等に関する質問の回答

- 新県立体育館整備・運営事業の入札説明書等に関する質問の回答を次のとおり公表します。
- 質問の内容は原文のまま掲載していますが、該当箇所の表示については、一覧表として整理する都合上、修正している場合があります。

令和7年1月10日

秋田県

1. 入札説明書に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①	a	(a)			
1	入札説明書	15	3	4	(3)	3)				入札参加資格確認申請手続きの簡略化	入札参加資格確認申請時の添付書類の提出を省略できるのは「グループ内での役割（構成員及び協力企業の追加等を含む。）や許認可等の登録情報に変更がない場合」とありますが、構成員や協力企業が変わった場合でも同コンソーシアム内で担う役割が変わらない企業については添付書類の提出の省略を可能としていただきたく存じます。再公告から入札参加資格確認申請までの時間が短く、参加可否の判断が直前になる企業がある場合その他企業の必要書類の用意が間に合わない懸念がございます。	入札公告時にお示しのとおりですが、入札参加資格確認申請書類の取り扱いや提出方法について疑義が生じた場合は、事務局に個別に御相談ください。
2	入札説明書	18	3	4	(7)	4)				予定価格 秋田県スポーツ 協会業務委託料	前回公告時より少額ですが、増額されています。何か理由はございますでしょうか。	所要の見直しを行ったことによります。
3	入札説明書									大規模修繕の取 り扱い	「実施方針等に関する質問の回答」では、「以前の質問回答は有効」とありますが、2024年9月11日に公表された「対話における確認事項及び回答」No. 73の大規模修繕等の取り扱いについても同様という認識でよろしいでしょうか。	参照部分の考え方に変更はありません。 なお、令和6年11月1日に入札を取り止めた「新県立体育館整備・運営事業」に係る一連の質問、意見、提案及び対話に関する回答の取り扱いについては、入札説明書（第1 入札説明書の定義）を御確認ください。

2. 業務要求水準書に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①	a	(a)			
1	業務要求水準書	24	3	2	(4)	3)		④		受変電設備	実施方針等に関する質問の回答②において、トッランナー変圧器の新基準対応について「既に新たな基準が示されており、法令変更による増加費用及び損害とは認められません。トッランナー機器の判断基準見直しは、現在商品化されている製品のうち、省エネ効果に優れた製品を基に新たな基準を設定するものであり、現在の流通状況や今後の動向等を踏まえて、事業者において適宜お見積ください。」との回答をいただいておりますが、現時点では新商品の流通状況の情報が無く、今後の動向もメーカー側も未定とのことで、想定が出来ない状況です。そのため、増加費用については、貴県の負担とさせていただけないでしょうか。	令和6年12月20日に公表した実施方針等に関する質問の回答② 2.業務要求水準書(案)に関する質問の回答No.1のとおりです。事業者において、適宜御見積ください。
2	業務要求水準書	56	7	2	(1)	3)			c	開業準備協議会	貴県の開催想定としては、竣工のどの程度前からをイメージされてますでしょうか。	現時点で具体的な想定はありません。具体的な開催時期については、事業者選定後の協議により決定します。
3	業務要求水準書	58	7	2	(3)	1)			d	開会式典	同記載部分のみ「開会式典」という記載がありますが、「開館式典」の間違いででしょうか。	御理解のとおりです。
4	業務要求水準書	57 58	7	2	(3)	1) 2)			a b	開館式典及び内覧会 開館記念イベント	事業者提案により、Bプレミア要件に準ずるアリーナ部分とその他の施設・設備等の供用開始時期が異なる場合、開館式典や開館記念イベントの開催時期は、アリーナの供用開始時期である9月末までではなく、全館グランドオープン時期である12月末に開催するものと考えて宜しいでしょうか。	Bプレミア要件に準ずるアリーナ部分とその他の施設・設備等の供用開始時期が異なる場合には、開館式典や内覧会は、Bプレミア要件に準ずるアリーナ部分が供用開始となる令和10年9月末まで、開館記念イベントは、建屋及びロータリーの全てが供用開始となる令和10年12月末までに実施してください。なお、開館記念イベントを令和10年10月以降に実施する提案がなされた場合には、事業契約締結時に契約書の所要の変更を行います。
5	業務要求水準書 別紙7									イメージパス	別紙7のイメージパスの1枚目の鳥瞰パスには「(注)いずれもイメージであり、これに限定されるものではないことに留意すること。」と注釈がありますが、この別紙7のイメージパスの位置付け及び扱いについてご教示ください。	あくまでも基本計画や業務要求水準を元にしたイメージであり、業務要求水準を満たしている限り、意匠や構造、その他の計画を制限するものではありません。
6	業務要求水準書 別紙7									イメージパス	別紙7のイメージパスの1枚目の鳥瞰パスには「(注)いずれもイメージであり、これに限定されるものではないことに留意すること。」と注釈がありますが、2枚目以降にもこの注釈は有効と考えてよろしいですか。	御理解のとおりです。
7	業務要求水準書 別紙7									イメージパス	別紙7のイメージパスが業務要求水準として扱う場合は、「(注)いずれもイメージであり、これに限定されるものではないことに留意すること。」と注釈がありますが、イメージパスに示されている内容はどこまでが要求水準項目として扱うことになりますか。	別紙7「イメージパス」の描写は業務要求水準を満たすイメージの参考としてお示したものです。あくまでも基本計画や業務要求水準を元にしたイメージであり、業務要求水準を満たしている限り、意匠や構造、その他の計画を制限するものではありません。
8	業務要求水準書 別紙7									イメージパス	(別紙7 イメージパスが業務要求水準として扱う場合) 別紙7のイメージパスの鳥瞰パスに描かれている体育館屋上の緑化は芝生等の屋上緑化を示しているのでしょうか。その場合、多雪地域では約4か月の積雪期間もあり、大空間の屋上緑化は積雪などで漏水リスクも高まりますし、効果もあまり期待できないように思われます。基本的な考えをご教示ください。	別紙7「イメージパス」の描写は業務要求水準を満たすイメージの参考としてお示したものです。あくまでも基本計画や業務要求水準を元にしたイメージであり、業務要求水準を満たしている限り、意匠や構造、その他の計画を制限するものではありません。
9	業務要求水準書 別紙26	6		5	(7)					駐車場	例えば貸切時や土日は利用できないような限定定期券は認められるのでしょうか。	お示しの条件を付した場合であっても、定期駐車券の発行は認められません。

3. 事業契約書(案)に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答	
			第	1	(1)	1)	①	a	(a)				
1	事業契約書(案)	12	29	5							建設に伴う各種調査	土地に関する障害について、貴県の開示資料からは予測できない場合には、貴県と事業者との間で「協議」とされておりませんが、「事業者は、それ以外の障害に起因して発生する増加費用及び損害を負担する」とのみ記載するのではなく、同条第2項同様に「合理的と認められる範囲で貴県の負担」としていただきたく存じます。	現行のとおりとします。
2	事業契約書(案)	15	36								本件工事中に第三者に生じた損害	施設整備業務において、事業者が善管注意義務を果たしていたにもかかわらず、避けることができない理由により第三者に損害を与えてしまった場合は、県の負担としていただくようお願いいたします。 なお、秋田県建設工事請負標準契約約款第28条2項の規定は以下のとおりです。 「2 前項の規定にかかわらず、本事業に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、県がその損害を賠償し、又は補償しなければならない。ただし、本事業につき事業者が損害を防止するのに必要な措置等善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害については、事業者が負担する。」	現行のとおりとします。なお、県とPFI事業者のいずれの責めにも帰すことができないものは、不可抗力による増加費用及び損害として取り扱います。
3	事業契約書(案)	19	42	2							工期変更に伴う費用負担	事業者の引渡遅延に伴う損害金については本項でのみ規定されているかと思いますが、本文にある「本件施設の引渡し」と「該当する施設整備費」にあたるものは、事業者が提案した内容に基づき決定した各施設毎の引渡し日及び施設整備費と考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。各施設毎の引渡日は、事業者の提案に基づき、事業契約書(案)別紙1定義集に定める引渡し日とします。
4	事業契約書(案)	42	90	1	(1)						契約保証金	「本件施設全てに関する施設整備費相当額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の10%以上」は「サービス購入料A及びサービス購入料Bに消費税及び地方消費税相当額を加算した額の10%以上」と同義と認識して宜しいでしょうか。	「本件施設全てに関する施設整備費相当額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の10%以上」は、「サービス購入料Aに消費税及び地方消費税相当額を加算した額の10%以上」を意味します。
5	事業契約書(案)	42	90	1	(2)						契約保証金	引渡後の契約保証金額につきまして、事業契約書(案)第90条第1項(2)に「維持管理・運営費の一年間分に相当する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」を基準に設定するとの記載がありますが、これは具体的に「当該年度のサービス購入料C」という理解でよろしいでしょうか。事業契約書(案)第77条第3項に定める引渡し後の契約解除違約金は、維持管理・運営費(サービス購入料C)、修繕費(サービス購入料D)及び光熱水費(サービス購入料E)の一年間分に相当する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額と規定されており、契約保証金額と異なるための確認です。	「事業期間全体における維持管理・運営費(サービス購入料C)の総額の1年間分」を意味します。

3. 事業契約書(案)に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①	a	(a)			
6	事業契約書(案)	43	90	2						契約保証金	履行保証保険は事業者 (SPC) だけでなく、構成員または協力企業が締結することも可能でしょうか。	事業契約書 (案) 第90条第2項の規定に従って、事業者 (SPC) を被保険者とし、履行保証保険契約に基づく保険金請求権の上に県のために第一順位の質権を設定していただければ、構成員又は協力企業が保険契約者になることも可能です。 なお、令和6年11月1日に入札を取り止めた「新県立体育館整備・運営事業」に係る一連の質問、意見、提案及び対話に関する回答の取り扱いについては、入札説明書 (第1 入札説明書の定義) を御確認ください。
7	事業契約書(案)別紙10	別10-4		3	(2)	1)				サービス購入料A (施設整備費相当)	設計費に関して、基本設計完了年度、実施設計完了年度の請求に応じてお支払いいただくことになっておりますが、入札スケジュールの変更により、年度の途中において設計が完了することが考えられます。そのため、金利コスト削減のため、設計費の年度末における出来高でのお支払いや年度途中における完了分のお支払いをお認めいただけないでしょうか。	設計業務に係る費用については、「基本設計」及び「実施設計 (意図伝達業務を除く)」のそれぞれの業務完了を県が確認した時点で請求して差し支えありません。 事業契約締結時に事業契約書別紙10について、所要の変更を行います。
8	事業契約書(案)別紙10	別10-4		3	(2)	1)				サービス購入料A (施設整備費相当)	「サービス購入料A1：施設整備費相当 (建屋及びロータリー)」は、竣工年度において最大2回のお支払い回数があります。「⑥器具備品設置業務に要する費用」は完了年度の請求に応じてお支払いいただきますが、業務が完了していた場合、「サービス購入料A1：施設整備費相当 (建屋及びロータリー)」として年度の途中でお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
9	事業契約書(案)別紙10	別10-9		4	(2)	1)	①			業務毎の指標施設整備費相当 (サービス購入料A)	施設整備費の物価変動の使用指標について、着工前の改定では建設・設備と別の指標を用いるという認識でよろしいでしょうか。念のため確認させていただきたく存じます。	指標は「建築費指数 (一般財団法人 建設物価調査会)」とします。このうち、工事種別に応じて建築及び設備の指数をそれぞれ適用します。
10	事業契約書(案)別紙10	別10-10		4	(2)	1)	②	a	(b)	改定率及び計算方法 建設期間中の改定	全体スライドの改定に係る起算日は入札公告月 (令和6年12月) としていただきたく存じます。	着工前の改定を行わず、建設期間中の初回の改定として全体スライドを申し出される場合は、令和6年12月時点の指標とします。既に改定を行っている場合 (着工前改定を含む) は、前回改定時点とします。
11	事業契約書(案)別紙11	別11-12		3	(4)	3)	②			減額ポイント	記載の「個人情報等機密事項」の範囲についてお伺いします。 例えば、キャッシュレス決済は利用者の情報を、当該決済サービスのプラットフォームが管理しますが、このようなプラットフォーム等が万が一に情報漏洩した場合であっても、本件提案事業者で改善・復旧できることはなく、次項目③の「事業者の責めによらないもの」と理解しておりますがよろしいでしょうか。 また、個人情報等機密事項に該当すると想定されている情報があればご教示ください。	PFI事業者の責めによらず、外部のプラットフォーム等に起因して情報漏えいが生じた場合であって、客観的にみて、PFI事業者にて対応可能な事項が存在しないときや、PFI事業者にて対応すべき事項を尽くしているときには、事業契約書(案)別紙11-13③に基づき減額ポイントの計上の対象外になるものと考えております。 「個人情報等機密事項」としては、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第2条第1項に定める「個人情報」や、PFI事業者が法令等や契約に基づき漏えいを防止すべき義務を負っている情報等を想定しています。

4. 様式集に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①	a	(a)			
1	様式集（記載要領）	6	2	2						入札参加資格確認申請等に関する提出書類	様式2-10 及び同様式に示す添付書類は、企業ごとに1冊のファイルとすることがありますが、省略可能な書面が多い為、全企業を1冊のファイルとして提出することをお認めいただけないでしょうか。	現行のとおりとします。
2	様式集（記載要領）	6	2	2						入札参加資格確認申請等に関する提出書類	初度公告時の提出書面から新たな直近の決算書がある場合は、その直近の1期分のみを追加でご提出すれば問題ございませんでしょうか。	御理解のとおりです。初度公告における入札参加資格要件等の確認基準日以降に直近決算期の税務申告がなされた場合には、直近1期分の貸借対照表及び損益計算書を新たに提出してください。
3	様式集（記載要領）	6	2	4						提案書（共通事項）	代表企業、構成員及び協力会社の企業・団体名及び企業・団体を類推できる記載（ロゴマーク等）をせず、との記載がございますが、応募グループに属さない企業を提案書内で記載する場合は、固有名詞を表記しても問題ないでしょうか。	支障ありません。
4	様式集（記載要領）									入札参加確認申請等に関する提出書類一式の作成例	「（参考）入札参加確認申請等に関する提出書類一式の作成例」に省略できる書類を省略する場合、その旨を記載した書面を添付書類毎に作成する記載がありましたが、省略書類を任意書式で一覧化し提出することもお認めいただけないでしょうか。	現行のとおりとします。
5	様式8-9-1									設計・建設・工事監理業務費内訳書	設計・建設・工事監理業務費内訳書について、建屋及びロータリー、第1駐車場、緑地・遊具広場等、第2駐車場の各工事エリアそれぞれについて各費目毎に金額算出の様式となっておりますが、共通仮設費や諸経費等については、各工事エリア毎ではなく合算して算出している内容があります。その場合、合算した金額を記載している旨を積算根拠に記載することよろしいでしょうか。	御質問のとおりで差し支えありません。ただし、様式8-9-2「設計・建設・工事監理業務費内訳書（計画表）」において、工事が発生しない年度に共通仮設費及び諸経費のみを計上することは避けてください。